

江戸時代における被服規制

——信濃国佐久地方について——

林 千 穂

1 はじめに

私はさきに信濃国伊那地方を中心とした江戸時代における被服規制について発表した¹⁾が、本稿は引き続き佐久地方についてのそれを考察しようとするものである。

被服規制は武士・町人・農民の各階層にその対象が及んでいるが、とくに農民に対しては極めて具体的で、しかも違反者に対する制裁も厳しいものとなっている。これは農民の生活の奢侈化が年貢未納や身分秩序の崩壊と結びつくことを恐れた幕府、及び各藩がその権力をもって被服全般にわたる規制をうちだしたものと考えられる。伊那地方においては、これらの規制に対する被支配者層側からの抵抗もいくつかあがき、中には騒動という形での命がけのたたかいもあり、被支配者層は必ずしも規制に従順でなかったことがうかがわれた。本稿では伊那地方と同様に主に農民層への規制を中心に考察を行った、

2 佐久地方について

佐久地方は長野県の東部に位置し、浅間山と八つ岳にはさまれた盆地であるが、江戸時代は五街道の一つである中山道の軽井沢・沓掛・追分・小田井・岩村田・塩名田・八幡・望月・芦田の9宿を含み東西の文化の交流地点でもあった。

所領関係は天正18(1590)年、仙石秀久が小諸城主として佐久一円を領したが寛永元(1624)年に一円支配は崩れ、やがて年とともに領地は細分化され信濃で最も所領関係の複雑な地域の一つとなった。また領主の交代も激しく中でも小諸藩は松本氏・青山氏・酒井氏・西尾氏・石川氏と代り、元禄15(1702)年に入封した牧野氏(1.5万石)が最も長く、10代168年間にわたって明治維新に至るまで支配した。元禄16(1703)年には岩村田藩(内藤氏1.2万石)、宝永元(1704)年には奥殿(田野口)藩(松平氏1.2万石)が成立し、佐久地方はこれら譜大3藩と天領・旗本領による領地支配が幕末まで続いた。

3 被服規制の具体的内容

江戸時代を伊那地方と同様に慶長～貞享までを前期、元禄～安永までを中期、天明～幕末までを後期と区分し、着る物を中心にその他付属品として履き物・髪飾り・傘類についての考察を行なった。

(1) 前期

調査した範囲内では前期に小諸藩のものはなく、佐久地方の被服規制で最も早いものとして、寛永17(1640)年3月の幕府領下桜井村におけるものがある。

一 名主・百姓之女房(角)は(絹布)くの類或ハけんぶる
ハきせ申間敷候、百姓朝夕ハもめん、きる

(紙子)
ものかみこ斗き可申候事

これは五人組帳前書に記述された一項目であるが、その2年後の寛永19(1642)年に同じ幕府領の糠尾村における「五人組御帳」では

一 百姓之女房よめむすめ絹布類一切きせ申間敷候白衣類など勿論きせ申間敷候もめんきれ物ばかりきせ可申候惣別百生に似合さるおごり仕間敷候事

一 百姓はかみ子木綿きれ物斗着可申候事

とあり百姓の婦女子に対する絹布類着用禁止をとくに強調している。絹布に関しては佐久地方の養蚕及び機織が江戸時代初期に既になされていたと考えられることから、農家の婦女子が手作りのものを着用していたのではないと思われる。幕府ではこれより12年前の寛永5(1628)年2月の「定」で名主と百姓の女房には紬を許したが、寛永19(1642)年の「儉約令」では絹紬は名主のみで、百姓の女房にはとくに許可の記述がない。糠尾村の規制から幕府は百姓の女房の絹布着用を寛永19(1642)年に禁止したものと考えられる。下桜井村では名主の絹布着用も禁止しており、幕府令より厳しくなっている。

飯田藩では見当たらなかった紙子が記述されているが、紙子は紙製の衣服で柿渋を引き乾かしたものを揉み、露にさらして渋の臭みをとって作ったものであり、元来が防寒用下着であるところから寒冷な当地方で着用されたものと思われる。

前期の被服規制はその他幕府領に散見されるが、いずれも寛永19(1642)年の幕令に準じたものである。

以上前期における佐久地方の被服規制は数も少なく、また内容についても衣類の材質に対する規制のみになっている。

(2) 中期

中期における最初の被服規制としては、元禄9(1696)年2月の幕府領平塚村の「覚」がある。

一 祝言相調候度分限に應し弥以輕ク可仕之候、衣類之品ハ先年從公儀被仰出之通

其節急度申付候、小百姓ハ木綿衣類、庄屋又ハ人茂存候程之百姓は絹・紬之内かるく用可申候、若相背候ハム、当人者不及申庄屋・組頭迄可為越度事

とあり、公儀(幕府)に従ってとして祝言であっても小百姓は木綿しか許されていないが庄屋と「人茂存候程之百姓」には絹紬の「かるい」着用が許されている。「人茂存候程」とか「かるく」等規制の記述としては極めて曖昧な表現が使われているにもかかわらず、背いた者は当人のみならず庄屋・組頭まで過失になると脅している。同じ元禄期の法度として岩村田藩のものがある。

一 百姓衣類之義、名主絹・紬・木綿、平百姓者木綿之外廻りにも不可用之事

とあり、平百姓は「廻り」にも絹紬を使うことを許されていない。「廻り」についての解釈であるが、近世風俗志によれば「掛衿を半襟と伝わん廻りと訓音す」とあり着物の掛衿とも考えられるが、他の被服規制には半襟・半廻りなどと記述されているのもあり統一されていない。襦袢の着用が徳川時代からとされ、綸子や羽二重など絹布の半襟をかけたこととされることから、「廻り」は襦袢の半襟を指しているものと思われる。

奥殿藩は宝永元(1704)年に成立したがその年の領内法度では、衣服に関して「一百姓・商人衣類之儀、絹・紬・布・木綿此内を以応分限妻子共ニ可着用事」とあり、百姓・商人の着物は分限に応じて規制しているだけで身分別の細かな規制はしていない。

小諸藩では宝永5(1708)年5月の「御領内御仕置帳」に「一 百姓衣類之儀、近年別而奢婿入嫁入ニ付小袖・夜着・婦とん・道具等ニ至まで不応分限結構に相聞候」とあり、婚儀に際して「結構な」小袖・夜着・布とん等を用いることを禁止している。同じ婚儀に関するものとして、これより約40年後の寛延3(1750)年に小諸藩から出されたものがある。「縁女支度等格別結構成衣類杯相用」とあり、この頃既に花嫁支度の習慣が行なわれて

いたことがうかがわれる。

享保21(1736)年2月に出された小諸藩下之城村の「五人組帳御仕置帳」¹⁴⁾の前書には

衣類之義名主妻子共布・木綿之外着申間敷候、緞子・紗綾・縮緬・羽二重惣而糸織・巻物類襟・帯も一切不可用事

とあり、名主であっても絹類は許されていない。また当時としては高級絹織物の緞子・紗綾・縮緬の中、緞子と縮緬については飯田藩においても享保元(1716)年に帯への使用を禁じているが、紗綾はふれておらず以後も規制にはない。従って同じ信濃国でも着用の地方差がうかがわれる。紗綾は「上流階級の間着・小袖地に専ら用いられた」¹⁵⁾とされる高級絹織物であり、当地方ではこのような織物が着用されていたものと思われる。

被服が身分表示に利用された点で最も顕著な史料として、元文3(1738)年4月「領内穢多取締触」¹⁶⁾がある。これは岩村田藩におけるものであるが

一 於其村々近年穢多共江之申付不宣 = 候 = 付、法外之儀有之様 = 及承候、第一穢多共不相応成衣類を着し、其上脇指を指往来致候 = 付、風俗常躰者 = 紛、剩他所江罷越候而ハ、何村之役人杯と紛敷申成し候 = 付、穢多の見わから無之様 = 相聞候、此段曾而有之間敷事 = 候糸、以来穢多ハ穢多と急度見別有之様 = 可申度候、

とあり、「常躰者」に紛らわしい風俗を禁止し、穢多とはっきり見分けられる様にせよとしている。具体的な衣服の規制はないが、視覚的に第三者に身分を表示する手段としての被服の役割が大きいが由に、支配者層は被服を規制したことがわかる。しかし往来を脇指で歩いたり、他領で何村の役人などと偽ったりするなど支配者層にただ従順ではなかったことが感じられ興味深い。小諸藩でも寛延3(1750)年に穢多・非人取締触¹⁷⁾が出されている。

一 脇指し義前々より堅停止申付置候、然処近キ頃長脇指等さし町方徘徊致候由評判承

候、若左様之族有之候ハ、名御聞届為知可給候、

附 弥右衛門義短キ脇さし前々御免 = 而さし来り申候、以後決而停止候

とあり岩村田藩と同様穢多身分の者が脇指をさしていた様子がうかがわれる。また今まで許されていた者もこの触から禁止になり取締りが厳しくなっている。その他穢多取締りに関するものとして中期の終り頃、安永7(1778)年11月、奥殿藩の平林村のものがある。「御百姓同様 = 紋付着物美物着用仕間敷候事」と穢多の仁兵衛とその弟が御役所へ差し出したものであるが、紋付の着物がこの頃には農民層に着られていたことがうかがわれる。

小諸藩では享保21(1736)年に名主・妻子共に絹布類は禁止になっていたが、前出の寛延3(1750)年の触書では「町在妻子衣服向後木綿・絹紬着用候其外紗綾・縮緬之類縫入等堅相用申間舖事」とあり、町や村の妻子にも絹紬着用が許されている。絹紬は町人に対しては幕府でも天和2(1682)年¹⁹⁾に分限に依じて許しているが、百姓には名主以外は許していない。この「町在妻子」が一般の町人・農民を指しているとするれば、幕府令より緩やかということになる。縫入については飯田藩でも享保元(1716)年に衣女類に禁止になっており、刺しゅうを施した着物が江戸時代中期中頃から当地方の庶民層に広まったことがうかがわれる。

以上中期は享保年間には緞子・紗綾・縮緬など高級絹織物が帯に使用されていたことがうかがわれる。また身分では最下層におかれていた穢多に対する衣服上の取締りが多くみられ、この頃には支配者層が取締りをしなければならぬ程力をもって来た様子がうかがわれる。

(3) 後期

後期は天明8(1788)年に小諸・岩村田・奥殿の三藩が共に儉約令を出している。天明期は全国的な「天明の大飢饉」にみまわれた時期であるが、佐久地方は天明3(1783)年の浅間山の噴火によ

り被害もいっそう大きなものとなった。

天明8(1788)年の小諸藩の「御儉約御請書帳」²⁰⁾にも「打続凶作ニ付」と書かれ、この前年に御頼金を行っていることから藩財政の窮乏による儉約令公布と考えられる。「町郷中之着服并羽織麻・木綿ニ可限事」とされ、庶民層の着物や羽織は麻か木綿しか許されていない。同じ天明8(1788)年の奥殿藩の御触²¹⁾では村役人には紬太織まで許されているが、それ以上の絹布は禁止になっている。

一 徒士小頭格²²⁾より従士格迄并ニ坊主、縮緬・羽二重着用可為無用候事

一 吉凶ニ付麻上下着用之義、村役人之外堅相用申間敷候

付り 衣類之事村役人たり共紬太織までにて以上絹布可為無用候

一 百姓衣類之儀右ニ付万事僉服專要可相用候太織は太い練絹糸で織った織物で緯に慰し糸を用いた²²⁾織物で紬に近い平絹であるが、飯田藩では明治3(1870)年になってから庶民層の下着に許された。またこの規制から坊主の身分のランクづけがうかがわれる。

岩村田藩では寛政元(1789)年の触書²³⁾では

百姓方男女共ニ絹布類不相成、村役人も太織紬以上之品着用不相成

夏衣類さらし帷布・縮緬之羽織等同様相禁じ以来地麻布等相用可申候

とあり奥殿藩同様村役人にしか太織紬を許していない。また夏の衣類として地麻布しか許されていないが、当地方で当時麻布が織られていたことが「きり茂くさ」²⁴⁾によってもうかがわれる。

寛政5(1793)年に小諸藩から儉約令²⁵⁾が出されているが、これは衣食住万端にわたる37ヶ条にも及ぶものであり、前書に公儀に従いと書かれていることから幕法を遵守したものと考えられる。

名主・役人江申度之覚

一 町在男女衣服之義、平日は麻・木綿着用可致、羽織夏は絹せんじ迄ニ限り可申他所江罷越候節は役元江届之上絹紬迄は着用不苦

とあり、他所へ行く場合には絹紬迄の着用が許された。夏羽織に許されている絹せんじは羽二重の次に位置する平絹で、加賀・丹後・美濃のものを称²⁶⁾すとされる織物である。また「上下おしなべて紗綾・縮緬・龍門・羽二重其外時之流行花麗えのものを着し、分限下相応之奢を極メ候」とあり、享保21(1736)年の規制にさらに龍門が加わっている。龍門は飯田藩では見当たらなかった織物であるが、平絹で羽二重に似、経緯糸がやや太く²⁷⁾少し厚手の絹織物で帯地として用いられたとされる。

同じ寛政期に小諸藩から穢多非人に対する町触²⁸⁾が出されている。

町触非人共已来取メ方書付

一 抱非人共之義者髪を束候義一向不相成、斬髪ニ而手拭之義ハ暑寒風之節のためニ致し候共、天窓を巻付斬髪不隠様丈八寸を限り手拭為持候事

一 女非人之儀者黒元結并丈黒紙黒染相用、髪東木櫛差候事

一 非人着類之儀、男女共限布、木綿之外絹類一切不致着、たとえ木綿ニ候とも目立不申品着し、抱非人者古木綿着致候事

今までのような抽象的な規制ではなく、手拭のかぶり方にまで及ぶ具体的なものとなっている。衣服に関しては木綿であっても目立つものは許さず、抱非人に至っては木綿の古着を着ろとしている。また頭上にかぶる手拭も斬髪が見えるように手拭の長さを八寸までに制限し、その身分を明示することを求めている。女性に対しては髪結いに用いるものは目立たない黒いものしか許していない。

このように被服規制は身分の低い者程厳しく、身分秩序の維持と極めて密接なつながりがあることがうかがわれる。

この期以後の穢多非人層に対する被服規制は、文政2(1819)年に幕府領の「えた条目請書」²⁹⁾に傘・下駄・羽織・日傘・絹布類の禁止があるのみ

で、他はどの藩においても見当たらなかった。

文化3(1803)年に奥殿藩から³⁰⁾ 儉約令が出されている。

衣類之儀平百姓者 勿論村役人たり共綿布之外
不相用、且妻子ニ至迄目立候織物類帯・半襟
ニ^茂可為無用候事

とあり、百姓は村役人であっても綿布以外は許されない厳しいものとなっている。

7年後の文化10(1813年)には同じ奥殿藩における「³¹⁾ 定」に「若無³¹⁾ 節節ハかびたん・ちりめん帯可相用事」とあり、やむを得ない折にはかびたんと縮緬の帯が許され、文化3(1806)年より規制が緩和されている。新しくかびたんが取り上げられているが、かびたんは飯田藩では天明7(1787)年に町年寄・苗字御免の御用達およびその妻子に許されているが、一般庶民層には許されなかった織物である。

その後奥殿藩では、文政10(1827)年に取締が³²⁾ 出されている。

一 単物之儀、近年末々迄両面ニ無之候得者着用不致趣ニ相聞候得共、男女とも染ハ片面に可限、是迄所持之ものも女子之分斗り有来り者不苦候得共、男子之儀ハ有来りも着用不相成、村役人并御取扱有之者ハ勿論、末々まで着用致候を見懸ケ候ハ、直ニ差押吟味之上急度御咎可被 仰付条

附 高値之染色一切可為無用、両面染之儀小児たりとも同様之事

単物の染めについて、両面染めが片面染めより高値ということで規制され、子供の着用でもいけないとしている。さらに男女で規制が異なり、女子は今日まで持っている両面染めは許されているが、男子は許さず男子の方が厳しいものとなっている。またこの規制が守られない場合の制裁として、見掛け次第差し押さえるとし必死で守らせようとした支配者層の姿勢がうかがわれる。

天保2(1831)年の小諸藩の取締に³³⁾

一 呉服・太物・小間物類背負い歩行商売候も

の多分ニ有之由是又其所奢之基ニ候間町方之者たり共、在々持歩行商致候義堅御差留被 仰付候間、在々に^茂同様之渡世 致候者は急度差留可申候、万一不相用者を見掛次第其品取上可申候、尤他所ノ入込候商人も一通り通行之分ハ別段、村内縮緬類之商候義者無用之旨相断可申候事

附 他所ノ入込候商人ノ品物買取者於有之ハ糺之上其品取上急度可被 仰付候事

とあり、商人が着物地を背負って村々を売り歩くことは百姓の奢の基になると、町方の商人や村内で同様の商売をしている者を規制している。そしてそのような事をしている者も、また買い取った者も差留めにし品物は取り上げると支配者層は強い姿勢をうち出している。これは規制しても規制してもなかなか守られなかった縮緬類などの絹布類を、売る側を規制することによって規制しようとした状況が察せられる。

天保7(1836)年は「申年の大凶作」といわれるように当地方の領民の窮乏はその極に達し、小諸藩では郷中に御用金や御頼金を行なっている。その翌年の天保8(1837)年の³⁴⁾ 儉約令でも「去秋無類大凶作ニ而」とあり藩財政の窮乏を訴え3ヶ年間の質素儉約を申しつけている。

一 衣類等之儀、是迄度々御制止も有之候処、兎角相弛分限ニ越へ、奢侈ニ染り花美之品相用候ものも有之趣相聞候、既に盗難届ケニ而其様子分明ニ相見ヘ不埒之事ニ候

一 分限ニ^茂より候儀在候得共、男女衣服ハ木綿ニ限り下着・袖口・襟たり共絹類決而着用いたす間敷、帯者木綿を相用羽織麻・木綿ニ可致候、尤羽織・袴之裏絹類有之候者有来之分ハ其儘差留、新ニ仕立候分者木綿ニ可致事

但 女之袖口・襟・帯等ハ有来り候紬太織者其儘相用、追々木綿ニ可致事

「奢侈に染り華美の品」を用いている者がいることが盗難届により、図らずもばれてしまった様

子がうかがわれ興味深い。当時の佐久地方における盗難に関しては、盗まれた物は羽織・小袖・布子・反物など衣類が大半を占め³⁵⁾、それだけ衣類が貴重品だったことがうかがわれる。衣服の規制に関しては、男女で規制の程度が異なり男は下着・袖口・襟に絹類の使用を禁止し、帯も木綿を用いるように規制しているが、女は袖口・襟・帯は現在着用している紬太織のものは、だんだんに木綿にせよと男より幾分規制が緩和されている。しかしこの触れが守られなかった場合は「破り候者有之者為過料当人より銭貳貫文取立」「他村のものたり共御領分之者ニ候ハム、名前聞届ケ置其村役元へ附届」とあり、今までの触れではみられない過料の制裁がつけ加えられている。同じ小諸藩から天保期に出された儉約令に天保13(1842)年8月のものがある³⁶⁾。町と村の男女の衣服は今までと同様麻か木綿に限るとしているが、「木綿にても唐木綿或ハ糸入等絹布ニ紛敷類」や、麻でも「高料の品」は禁止している。唐木綿は京で織られる京もめんのことで高級木綿であるが、金沢藩では寛文8(1668)年に町人に唐木綿の着用を許しているが、文政2(1819)年には百姓に対して禁じている³⁷⁾。木綿といえども絹布に紛らわしく見える程織物技術が発達し、庶民層にまでそれら織物が普及していたことがうかがわれる。木綿に関しては天保12(1841)年に幕府領から御触が出ているが³⁸⁾、そこでは「綿布たり共手前織を用、はき物等手作を用ひ」とあり農民層の着る物、履き物は自給自足が求められている。

小諸藩の被服規制として幕末近くに出されたものとして、嘉永6年の御仕置帳がある。内容は寛政5(1793)年のもののくり返しと、新たに「諸喜愁之節男女衣類絹紬ニ限、帯者琥珀ニ限り」が加わっている。喜愁の節に関しては文化12(1815)年には麻・木綿までであったのが、絹紬まで許されるようになり、また帯にも新しく琥珀が許されるようになった。これは生活文化の向上がもはや庶民の衣生活を前代の状態のままに留めておくこと

が難かしくなった結果と思われる。琥珀は天和年間に京都の織工が織り初めた絹織物で、厚地のものは帯地として用いられたとされる⁴⁰⁾。

奥殿藩は幕末期の安政3(1856)年に儉約令を出している⁴¹⁾。

衣類之儀、他所江罷越候節者絹紬・布・木綿此内を以応分限ニ可致着用候、是迄度々被仰出茂有之候得共、次第ニ奢侈ニ長し、貴賤貧福無差別紗綾・縮緬・羽二重・龍門其外右ニ准シ美麗之品着用いたし候もの茂有之哉ニ相聞、心得違不埒之事ニ候、譬有来り之品ニ而も右之類下着たりとも決而相用申間備候、婚礼之節当日嫁之衣服込も同様之儀ニ而、絹以上品者、下着ニ而茂着用申間敷、かいとり等可為無用候事

但シ婦人常之儀、右ニ准シ候儀ニ而、琥珀・小柳織位迄者、応分限相用候而茂不苦候

前出の寛政5(1793)年小諸藩の儉約令と同様、他所へ行く場合には絹紬が許されている。また貴賤貧富の差なく紗綾・縮緬・羽二重・龍門など「美麗之品」を着用していると、これら高級絹織物の着用を婚礼時の花嫁の着物にも禁じている。しかし女性の帯には琥珀や小柳織位までとはということで絹布類を許している。禁制の絹織物が農民層に着用されていたことの資料として、奥殿藩の幕末における盗難届の研究がある⁴²⁾。これによれば紫縮緬や黒どんす女帯・白綸子女綿入など高級絹織物が盗難品としてあげられている。

注目すべきものとしてこの儉約令で、婚礼時の花嫁の「かいとり」を禁止している。かいとりは打掛の小袖であり、もともとは士階級の着装であったが、飯田藩で天明7(1787)年に町人・農民層に既に禁止になっている。花嫁の打掛姿が江戸時代後期には農民層に普及していたことがうかがわれる。

衣服以外の付属品として髪飾り・履き物・傘類への規制があり、これらについては年代別・藩別にまとめ表とした。

江戸時代における被服規制

表1 髪に関する規制

| 年号 | 小 諸 藩 | 岩 村 田 藩 | 奥 殿 藩 | 幕 府 領 |
|----------------|--|-------------------------------------|-------------------------|----------------------------|
| 寛延3 (1750) | 町在妻子 べっ甲・ぞうげの櫛, かうかい・金銀のかんさ し | | | |
| 天明8 (1788) | | | | 百姓 髪結所有之儀不埒 |
| 天明9 (1789) | | | | 村々 髪結所不埒之儀 |
| 寛政元 (1789) | | 村々 髪結床不埒之儀 | | (次年) 髪さしは宍本=限り 櫛さし無用 |
| 寛政5 (1793) | 櫛・かうかいに 金・べっ甲類, 髪結床屋 | | | |
| 寛政8 (1796) | 女非人 黒元結・丈長紙黒染 木櫛・たふを出し不申 | | | |
| 文化3 (1806) | | 女子頭上之飾り 玳瑁・べっ甲類 金銀之櫛・笄 | | |
| 天保8 (1837) | 女髪飾笄簪櫛類 水牛・馬爪=至迄 べっ甲=紛敷品 | | | |
| 天保12 (1841) | | 婦人頭上之飾り・櫛 べっ甲・金銀櫛・かんさ し・髪結床不埒 | | |
| 天保13 (1842) | 婦人髪飾り 硝子・木之類・手輕之笄・ かんさし・木櫛=限り べっ甲・銀かんさし・蒔 絵高はり, かせも紙細工 之外 | | | |
| 嘉永6 (1853) | 婦人髪飾り・櫛・かうかい 金・べっ甲類 髪結床差出無用 | | | |
| 安政3 (1856) | | | 婦人髪飾之櫛かうかい べっ甲類・花麗之品 | |

ゴジックは禁止したもの

表1にみるように髪に関しては村々の髪結床の禁止が、奥殿藩を除く他の藩で天明8(1788)年～寛政5(1793)年にかけて行なわれている。女性の結髪については「きり茂くさ」に文化の初め頃、

当地方において「まげも宍升入とて大きな天辺一はいに冠りしか」と、鬘った結髪が行なわれていたことが記述されている。また男性の結髪については天保12(1841)年7月に岩村田藩が寛政元

表2 履物の規制

| 年号 | 小 諸 藩 | 岩 村 田 藩 | 奥 殿 藩 | 幕 府 領 |
|----------------|--|-------------------|-----------------------------|------------------|
| 天明8 (1788) | | | 男女召仕奉公人 履きもの履物たるべし | |
| 寛政5 (1793) | 町在之者 塗緒天鷲絨緒, 雨天之節 三枚裏雪駄・下駄 | | | |
| 寛政6 (1794) | | 百姓・町人 藁草履・低キ下駄 | | |
| 文化3 (1806) | 男女 塗下駄・塗鼻緒 足駄 | | 男女 塗鼻緒・足駄・雪踏 | |
| 文化12 (1815) | 若者供 目立候雪踏・下駄 | | | |
| 文政2 (1819) | | | | 穢多 下駄・雪踏 |
| 文政9 (1826) | | | | 男女子供ニ至迄 雪踏足裏附 |
| 文政10 (1827) | | | 男女共 塗下駄・塗鼻緒・足駄 雪踏・晒足袋 | |
| 天保13 (1842) | 男女 ぬり緒・ぬり下駄・指下 駄三枚裏塗緒・革緒雪踏 挽下駄・わら緒雪踏ハ用 捨 | | | |
| 嘉永6 (1853) | 塗緒・天鷲絨 三枚裏雪駄 | | | |
| 安政3 (1856) | | | | 塗緒・天鷲絨緒 三枚裏雪駄 |

ゴジックは禁止したもの

(1789)年の再令を、幕府領が天明8(1788)年の再令をそれぞれ出しているが、そこでは「髮等の藁等を以つかね候事古来之風儀候処、近年心得もなく奢ニ長し」「髮者元結を用」とあり、昔は藁で結束したのに近頃は元結を用いていると述べている。従って当地方では天明～寛政期に男女の結髪が髪結いを職業とする人の手によって行なわれたと考えられる。

また髪飾りの櫛や笄・簪に高価な金や銀・べっ

甲類を用いることが小諸藩で寛政3(1791)年に規制されているが、その後も各藩で何度も規制がくり返され、なかなか守られなかった様子がかうかがわれる。天保8(1837)年に小諸藩では水牛や馬の爪の髪飾りが規制の対象になっており、禁止されたべっ甲に代るものとして考え出されたのではないかと推測される。

履物については表2にみられるように、寛政期頃から雪駄(踏)や足駄が農民間に用いられてい

江戸時代における被服規制

表3 傘類の規制

| 年号 | 小 諸 藩 | 岩 村 田 藩 | 奥 殿 藩 | 幕 府 領 |
|----------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------|
| 天明8 (1788) | | | 男女召仕奉公人 傘鹿物たるべし | |
| 享保3 (1803) | 町在女子供 城内江日傘・青傘 | | | |
| 文化3 (1803) | 男女 蛇目傘・日傘 | | 男女 蛇目傘・日傘 | |
| 文化12 (1815) | 青 傘 | | | |
| 文化13 (1816) | | 男子之蛇之目之傘 女子之日傘 | | |
| 文政2 (1819) | | | | 穢多 傘・日傘 |
| 文政5 (1822) | 町在子供夏=至リ 日傘 | | | |
| 文政9 (1826) | | | | 男女子供=至迄 傘 |
| 文政10 (1827) | | | 男女共 蛇目傘・日傘 | |
| 天保8 (1837) | 男女は傘は白張=限り 青傘 | | | |
| 天保13 (1842) | 男女 蛇之目傘・白張傘ハ用捨 | | | |
| 嘉永6 (1853) | 蛇目傘・青紙日傘 | | | |
| 安政3 (1856) | | | 蛇目傘・青紙日傘 | |

ゴジックは禁止のもの

たことがうかがわれる。中でも小諸藩にみられる三枚裏雪駄は三枚重ねの雪駄と思われるが、これは元文・寛保の頃から流行しはじめ、もっぱら女子用で遊女・御殿女中などに好んで着用された履物である。その他各藩とも塗下駄や天鷲絨緒の下駄・皮緒雪駄等が「花麗之品」ということで禁止され、許された履物は藁草履・換下駄・ばら緒の雪駄などである。

履物ではないが足にはく物として晒足袋が奥殿藩で文化3(1806)年と文政10(1827)年に規制さ

れ、染足袋が小諸藩で文化10(1813)年に規制されている。

傘については表3にみられるように、享保3(1718)年に他領に先がけて小諸藩が日傘と青傘を規制し、その後安政3(1856)年の奥殿藩の規制に至るまで、全ての藩で日傘と青傘を規制している。青傘は伊那地方では見当たらなかったが幕府では町人の男女に青紙張の日傘を禁止し江戸で流行した様子がうかがわれる。文化12(1815)年に小諸藩の加増村における村取極に傘の事がとり上げ

られている。

一 青傘之儀者相慎様被 仰付候処、万一心得違ニ而持候者以来ハ見掛次第、村役元江取上相糺可申候

青傘は青どうさをひいた藍色の紙で張った日傘で男女とも用い、京都から流行したものであるが、当地方においても用いる者が多かったことがうかがわれる。

また蛇目傘も各藩で禁止しているが、蛇目傘は「元禄以来中央青土佐紙端周りも同紙中間白紙張是を蛇の目傘と云⁴⁶⁾」とあり僧や医者・婦女などが用いたとされる。青傘も蛇目傘も笠や蓑に比べれば高値の品ということで禁止になったものと思われる。

4 むすび

以上佐久地方における被服規制について、文献史料を中心に考察を行なった。規制内容については伊那地方と同様、前期は衣服材料の規制のみであったが中期以後は織の種類や染め方にまで及び、また髪飾り・履き物・傘等身につけるあらゆる物が規制対象となり、衣生活の向上と共に規制も多様化し変化している様子が明らかにされた。佐久地方の三藩の中で最も成立が早く、また石高も多い小諸藩については寛政期に2回、天保期に4回と他の時期に比べ被服規制が集中している。これは幕府の寛政の改革・天保の改革における風俗矯正の公儀を受けてのものと考えられる。小諸藩の農民層への衣服規制は享保21(1736)年のものが最も厳しく、名主も布・木綿しか許されなかったが、寛政5(1793)年には他領へ行く場合には農民層も絹紬まで許されるようになり、さらに享保3(1718)年には女帯に縮緬が許された。天保8(1837)年には女の着物の袖口・襟・帯に紬太織が許されたが、天保13(1842)年に再び全ての衣類は麻か木綿に限るとされ厳しくなっている。しかし嘉永6(1853)年には平日は麻・木綿しか許されな

かったが諸喜愁の節には、絹紬まで許され帯も琥珀が許されている。

以上のように百姓層の日常の生活の着物地は江戸時代全般にわたって麻か木綿しか許されなかったが、幕末にはハレ(晴)に紬太織や絹紬など絹類も許されたことが明らかにされた。

また当地方の被服規制で穢多・非人層へのものが多くあり、被服規制が単なる儉約・奢侈禁止ではなく身分秩序の維持の役割も持っていたことがうかがわれた。

おわりにご指導いただいた本学の青木孝寿教授・長野県史刊行会の古川貞雄先生に深く感謝します。

注

- 1) 長野県史第2巻(-)佐久地方p.759
- 2) 穂積重遠：五人組法則集上p.24
- 3) 岩井傳重：江戸時代東信濃宿村の歴史、江戸時代東信濃宿村の歴史刊行会編(昭50)p.261
- 4) 徳川禁令考2778号
- 5) 徳川禁令考2784号
- 6) 板倉寿郎他監修：原色染織大辞典、淡交社(昭52)p.255
- 7) 前掲 長野県史p.706
- 8) 前掲 長野県史p.315
- 9) 類聚近世風俗志上、名著刊行会 p.541
- 10) 永島信子：日本衣服史、芸艸堂(1953)p.504
- 11) 前掲 長野県史 p.478
- 12) 御領内御仕置帳、小諸市小林七左氏所蔵(県史刊行会写真)
- 13) 北佐久郡志資料集(昭42)p.169
- 14) 前掲 長野県史 p.102
- 15) 前掲 日本衣服史 p.416
- 16) 前掲 長野県史 p.424
- 17) 前掲 長野県史 p.251
- 18) 前掲 長野県史 p.541
- 19) 徳川禁令考3155号
- 20) 御儉約御請書帳、佐久市相浜村共有(県史刊行会写真)
- 21) 質素節儉之御勅書請印連判帳、佐久市箕輪文昭氏所蔵(県史刊行会写真)
- 22) 前掲 原色染織大辞典 p.960
- 23) 儉約御勅書小前請印帳、佐久市佐藤忠之助氏所

江戸時代における被服規制

- 蔵（県史刊行会写真）
- 24) 前掲 北佐久郡志資料集 p.349
- 25) 前掲 北佐久郡志資料集 p.173
- 26) 後藤守一：服装史概説、四海書房（昭18）p.200
- 27) 前掲 原色染織大辞典 p.1172
- 28) 前掲 長野県史 p.255
- 29) 長野県史第1巻(-)東信地方 p.997
- 30) 御領主様御俵御被仰出候御請印帳、佐久市 飯島 綏昌氏所蔵（県史刊行会写真）
- 31) 定、佐久市勝俣高吉氏所蔵（県史刊行会写真）
- 32) 村々俵御取締帳、佐久市木内庄八氏所蔵（県史刊行会写真）
- 33) 御取締御請印形帳、佐久市相浜村 共有（県史刊行会写真）
- 34) 御俵御触書、小諸市小林七左氏所蔵（県史刊行会写真）
- 35) 前掲 江戸時代東信濃村の歴史 p.340
- 36) 御俵御触書御箇條御請印帳、小諸市小林七左氏所蔵（県史刊行会写真）
- 37) 西山綏子：岡山大学教育学部研究集録第35号 p.113
- 38) 御触書申渡御請証文、浅科村五郎兵衛記念館所蔵
- 39) 御鬻付并御取メ御ヶ條御仕置帳、佐久市荻原茂高氏所蔵（県史刊行会写真）
- 40) 前掲 日本衣服史 p.422
- 41) 俵御取締御請印帳、白田町土屋始氏所蔵（県史刊行会写真）
- 42) 尾崎行也：近世末期佐久農民の衣服について、東信史学会誌「千曲」7号 p.35
- 43) 俵御触書小前請印帳、佐久市佐藤忠之助所蔵（県史刊行会写真）
- 44) 宮本馨太郎：かぶりもの・きもの・はきもの、岩崎美術社（1978）p.180
- 45) 前掲 長野県史第2巻(-) p.303
- 46) 池田正一郎：江戸時代用語考証事典、新人物往來社（昭59）
- 47) 前掲 近世風俗志 p.382